

日＝日時・期間 定＝定員 費＝費用 共＝共催
場＝会場・場所 内＝内容 持＝持ち物 申＝申込・申請方法
対＝対象 講＝講師 主＝主催 問＝問合せ

📶＝オンライン開催 🖥＝HPで詳しく

👶 …こども・教育 🏠 …高齢者・介護 ♿ …障害のある方 👤 …事業者の方 👥 …すべての方 🤝 …人材募集



はがき・ファックス等の記入例

講座・催し等の申し込み

- ①講座・催し名 ②〒・住所 ③氏名(ふりがな)
④電話番号(往復はがきの場合は、返信用にも住所・氏名)

※往復はがきは、各記事で指定がある場合のみ。 ※費用の記載のないものは、原則として無料。
※電子メールは、件名に講座・催し名を記入。

ピックアップ

人と動物のより良い関係を目指して

9月20日～26日は動物愛護週間

動物を飼っている方も飼っていない方も、身近にいる動物について理解し、動物の適切な飼い方や人と動物との共生について考えてみましょう。

☎ 衛生課管理係 ☎ (5273)3148

動物愛護パネル展

犬猫の適切な飼い方、ペット防災、地域猫対策について紹介します。

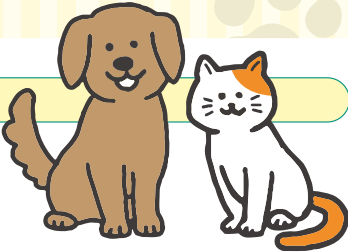
📅 9月19日(金)・22日(月)・24日(水)～26日(金)

📍 区役所第1分庁舎1階ロビー

ペットを飼おうと考えている方へ

ペットを飼う前に確認しましょう

- ▶ 「ペット可」の住宅に住んでいる
- ▶ 毎日欠かさず世話ができる
- ▶ しつけ、排せつ物の片付け、防音対策等、近隣に迷惑をかけないように配慮できる
- ▶ 飼育にかかる費用(エサ代、ワクチン接種代、医療費等)を理解している
- ▶ 寿命を迎えるまで責任を持って飼育できる



マイクロチップの所有者情報の変更も忘れずに！

ペットショップやブリーダーが販売する犬猫には、マイクロチップの装着・マイクロチップ情報の環境省への登録が義務付けられています。犬猫を飼い始めた際は、忘れずにマイクロチップの所有者情報の変更登録をしてください。

マイクロチップ情報の登録・変更手続きはこちらから

🌐 <https://reg.mc.env.go.jp/owner/>



環境省
登録サイト



犬の飼い主の方へ

● 毎年の狂犬病予防注射は飼い主の義務です

毎年4月ごろ、区に登録がある犬の飼い主へ予防注射のお知らせを送付しています。4月～6月に動物病院で予防注射を受けた後、衛生課(第2分庁舎3階)が特別出張所で狂犬病予防注射済票の交付手続きをしてください。

● 犬の散歩のときのルールとマナー

- ▶ リードでつなぐ
- ▶ トイレは散歩前に家で済ませる
- ▶ フンは必ず持ち帰る



猫の飼い主の方へ

● 人と猫がお互い幸せに暮らすために

- ▶ 室内で飼育する
交通事故や他の猫とのけんかによるけがの心配がなくなります。
- ▶ 去勢・不妊手術をする
生殖器の腫瘍等の病気を予防できるほか、おしっこの臭いも緩和されます。区では、去勢・不妊手術費用の一部を助成しています。
- ▶ 身元表示をする
首輪に迷子札をつけたり、マイクロチップを装着することで、万が一迷子になっても、すぐに飼い主に連絡できます。



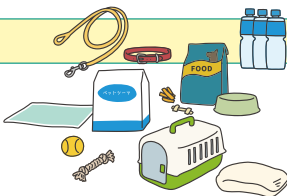
去勢・不妊
手術費用の
一部助成

「万が一」にも備えましょう

● ペットも防災対策が必要です

避難所にはペットを連れて行くことができます。避難所では、ペットは人と別れて過ごし、ペットスペースの管理は飼い主たちが分担します。また、ペットの世話は各自で行います。

いざというときに備え、5日分程度の食料や水のほか、トイレ用品・ケージ・リード等の備品を準備しましょう。マイクロチップや鑑札、迷子札等の身元表示や、嫌がらずにケージに入るように日頃のしつけも大切です。



● 飼い主の「万が一」にも備えましょう

飼い主が急な病気になったときに、一時的に世話ををお願いするペットシッターや相談する動物病院を探しておきましょう。

飼い主が健康上の理由等で犬猫を飼い続けられなくなったときに、区に登録したボランティア団体が新たな飼い主探し等の相談に対応できる場合があります。詳しくは、衛生課へお問い合わせください。



ペットなんでも相談をご利用ください

区内の協力動物病院で、ペットの正しい飼い方、健康問題等を相談できます。電話でも相談できます。詳しくは、新宿区ホームページ(右二次元コード)をご覧ください。



10月1日からの乳幼児・子ども・高校生等医療証を発送します



新しい医療証(右図・淡いオレンジ色)を9月12日(金)に発送します。9月30日(火)までに届かない場合はご連絡ください。

対象・種類

- ▶ 未就学児…乳幼児医療証
- ▶ 小・中学生…子ども医療証
- ▶ 高校生等…高校生等医療証

有効期間 10月1日～令和8年9月30日(または乳幼児医療証は6歳、子ども医療証は15歳、高校生等医療証は18歳に達した日以後の最初の3月31日まで)

助成内容 健康保険適用後の医療費自己負担分と食事療養標準負担額

☎ 児童育成担当課子ども医療・手当係 ☎ (5273)4546

